

# 京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針

## (趣旨)

第1条 この指針は、行政運営の透明性、公平性及び効率性を高めるとともに、市民の市政参加の推進を図るため、本市の附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び適正な運営等について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置するものをいう。

2 前項の「附属機関」は、次の各号のすべてに該当する機関とする。

- (1) 市職員以外の者が参加するもの
- (2) 調停、審査、審議又は調査を行うもの
- (3) 合議体として一定の結論（両論併記を含む。）を導き出すもの

3 この指針において「懇談会等」とは、行政運営上の参考とするため、市民や学識経験者等から意見や助言を聴取し、又は意見交換を行うことを主な目的として、要綱等に基づき開催する会合をいう。

## (附属機関等の設置等)

第3条 附属機関等を新たに設置し、又は開催しようとする場合は、次の各号に掲げる事項に留意し、設置又は開催を必要最小限にとどめるものとする。

(1) 既存の附属機関等と設置目的や所掌事務が重複し、又は類似していないこと  
(2) パブリックコメント等、他の行政手段では目的が達成できないこと  
2 法令等に定めのある場合その他特別な事情がある場合を除き、附属機関を設置する場合は、その名称に「審議会」、「審査会」、「調査会」、「委員会」、「協議会」のいずれかの表現を用いることとし、懇談会等を開催する場合は、附属機関と誤認されないために、その名称に「審議会」、「審査会」、「調査会」、「委員会」、「協議会」の表現を用いないこととする。

## (附属機関等の統廃合)

第4条 既存の附属機関等のうち、法令等により設置が義務付けられているものを除き、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合するものとする。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
- (2) 社会情勢又は市民ニーズの変化等により、必要性が低下したもの
- (3) 開催回数が少ない等活動が不活発なもの

- (4) 設置目的や構成委員が他の附属機関等と類似しているもの
- (5) その他行政の効率化、経費削減の観点から見直すことが望ましいもの

(委員の選任等)

- 第5条 附属機関等の委員の選任に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 広く各界各層及び青少年を含む幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
  - (2) 「附属機関等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づき、女性委員の積極的な登用に努めること。
  - (3) 委員の定員は、原則として20名以内とすること。ただし、法令等に定めのある場合その他特別な事情がある場合を除く。
  - (4) 委員の任期は、原則として1期2年以内とすること。また、同一人の兼任は、3附属機関等（市長以外の任命権者がその委員の委嘱等を行う附属機関等を含む。）を上限とし、同一人の同一附属機関等への在任は、通算して6年を超えないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。
    - ア 法令（条例を含む。）の規定により委員の資格に関し特別の条件が付されている場合その他委員の選任につき選択の余地がない場合
    - イ 審議等を行う事項に関し高度に専門的な知識又は卓越した能力を有する委員である場合その他市長が特別の事情があると認める場合
  - (5) 市職員は、法令等に定めのある場合や、その専門的知識が必要である場合等特に必要がある場合を除き、原則として附属機関の委員に任命しないこと。
- 2 委員の委嘱又は依頼（以下「委嘱等」という。）に当たっては、その任期の始期及び終期を明確にするものとする。

(公募委員の募集、選考等)

- 第6条 附属機関等の公募委員の選任に当たっては、国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者を対象とし、附属機関等の設置等の目的、任期、応募資格、会議開催回数、報酬、選考方法等を明らかにしたうえで、多様な広報媒体を通じて広く市民に周知するものとする。
- 2 選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、第三者の関与のもとに公正な選考を行うものとする。
- 3 公募委員の委嘱等は、男女同数を基本とするとともに、多くの市民の参加を得るため、前条第1項の規定にかかわらず、一人当たり2附属機関等（市長以外の任命権者がその委員の委嘱等を行う附属機関等を含む。）を上限とする。
- 4 附属機関等の所管課は、公募委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者に通知するものとする。

(委員の報酬等)

第7条 附属機関の委員の報酬は、日額10,000円以内とする。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合で、これにより難いものについては、日額18,000円以内かつ予算の範囲内で任命権者の定める額とすることができます。

- (1) 医師や弁護士等特に高度な資格又は専門知識を必要とするもの
  - (2) 審査等の結果が個人の身体、生命に直接的かつ重大な影響を及ぼすと考えられるものの
  - (3) 審査等の結果が個人の権利利益に重大な影響を及ぼすと考えられるもの
  - (4) 会長等の役職に就いている者のうち、他の委員よりも職責が重いと判断されるもの
- 2 懇談会等の委員の謝礼は、附属機関との機能的な差異を考慮し、日額10,000円以内とする。

(事前協議等)

第8条 附属機関等を所管する局等の長（以下「所管局長等」という。）は、新たに附属機関等を設置又は開催する場合には、協議書（様式1）により、設置又は開催の日の2月前までに行財政局組織・人事担当局長（以下「組織・人事担当局長」という。）及び総合企画局長と協議するものとする。

- 2 所管局長等は、既存の附属機関等の名称、報酬等の額、定員、任期を変更する場合には、組織・人事担当局長と事前に協議するものとする。
- 3 所管局長等は、附属機関等を廃止又は統合した場合には、速やかに組織・人事担当局長に報告するものとする。
- 4 附属機関等を所管する課等の長（以下「所管課長等」という。）は、委員を選任（再委嘱を含む。）しようとするときは、附属機関等委員（予定者）名簿（様式2）により、行財政局人事部人事課長及び総合企画局総合政策室市民協働課長（以下「市民協働課長」という。）と事前に協議するものとする。
- 5 所管課長等は、委員を選任したときは附属機関等委員（予定者）名簿（様式2）により、市民協働課長に報告するものとする。
- 6 所管課長等は、附属機関等の委員が氏名を変更したとき又は任期の中途において退任したときは、速やかに市民協働課長に報告するものとする。

(運営状況等の調査)

第9条 組織・人事担当局長は、毎年度、附属機関等の運営等の状況について調査し、市会に報告を行うものとする。

- 2 組織・人事担当局長は、前項の調査結果に基づき、附属機関等の運営の適正化に努めるものとする。

## 附 則

- 1 この指針は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 附属機関等の委員の選任及び公募に関する要綱は、廃止する。
- 3 この指針の施行の際現に設置又は開催されている附属機関等については、平成27年4月1日（やむを得ない理由によりこれにより難い場合にあっては、この指針の施行後初めの委員改選の日）までの間は、第5条第1項第3号から第5号まで及び第7条の規定にかかわらず、従前の例により運営することができる。

## 附 則

この改正は、平成26年11月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成28年7月1日から施行する。